

議案第169号

指定管理者の指定について

さいたま市宇宙劇場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市大宮区錦町682番地2
- (2) 名 称 さいたま市宇宙劇場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都府中市矢崎町4丁目16番地
- (2) 名 称 株式会社五藤光学研究所
- (3) 代表者 取締役社長 五藤 信隆

3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで